○北陸地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市五日町字欠ノ下二四七三番二から同市今町一〇七六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月三十日

○中部地方整備局告示第百五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番の一から四日市市采女町字清水二九九八番の一八まで	前	C　九・六〇～一二〇・〇〇（メートル）	一七・四三二（キロメートル）	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B　九・六〇～一二〇・〇〇	一七・四三二	
		A　一九・五〇～一四七・〇〇	七・六九〇	
		C　一九・五〇～一七六・〇〇	三・〇八一	
		B　三〇・〇〇～一四七・〇〇		
		A　三〇・〇〇～一七六・〇〇		

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月三十日　中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市大矢知町字四反田一三〇〇番一から同市大矢知町字斎宮谷一七八五番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月三十日

○近畿地方整備局告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月三十日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十三年建設省告示第二百九十八号嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業九頭竜川流域下水道（竹田川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十三年三月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

議会開設百二十年記念式典

議会開設百二十年記念式典は、十一月二十九日天皇皇后両陛下並びに秋篠宮同妃両殿下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、ここに議会開設百二十年記念式典を挙行するにあたり、衆議院を代表して式辞を申し述べます。

わが国の議会政治は、明治二十三年に帝国議会が開設されてから、百二十年もの歴史を積み重ね、着実に発展してまいりました。昭和二十二年には、国民主権に立脚した日本国憲法が施行され、国会は国権の最高機関として、また唯一の立法機関として広範な権限と責任をもつこととなりました。以来、国会は日本国憲法の精神に基づき、与えられた使命の達成に努め、わが国の発展と国民生活の安定向上に貢献してきたところであります。近年においては、国民に対する情報提供や世界各国の議会との交流に積極的に取り組むなど、時代とともに議会活動を伸展させてまいりました。

議会制度は、人類の多年にわたる経験と英知によって築かれたものであります。本日、議会開設百二十年の意義ある日を迎えるにあたり、これまで幾多の試練を乗り越え、議会政治の確立に献身された先人の尊い努力に対し、改めて心から敬意と謝意を表します。

ここに、わたくしどもは、議会制民主主義の一層の発展のために最善を尽くすとともに、わが国の繁栄と世界平和の実現に努め、国民の信頼と期待にこたえようと決意を新たにするものであります。

次に、参議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、本日ここに議会開設百二十年記念式典を挙行するにあたり、参議院を代表して式辞を申し述べます。

明治二十三年十一月の帝国議会開設により、我が国議会政治の幕は開かれ、立憲国家として歩み始めました。爾来、幾多の試練を経て、先達が議会政治の進展に努めてこられました。

昭和二十二年に日本国憲法が施行され、主権者たる国民を直接代表する国会が開設されました。その際、新たに参議院が発足し、国権の最高機関である国会の一翼を担い、民主国家としての発展、国民生活の向上に力を尽くしてまいりました。

今日、国際社会の中で我が国の役割と責任が一層大きなものとなるにつれて、国会が果たすべき責務もますます広範かつ多角的で多様性が求められております。

私どもは、これまで百二十年に及ぶ幾多の先人の御功績を礎とし、さらなる議会政治の発展に努力するとともに、国内外の諸課題に敏速かつ着実に対応し、国民から課せられた重大な使命と期待に応えるべく、ここに決意を新たにするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

議会開設百二十年記念式典に臨み、皆さんと一堂に会することを誠に喜ばしく思います。

我が国の議会は、明治二十三年、大日本帝国憲法の下で開会された第一回帝国議会に始まり、中断されることなく、戦後は、日本国憲法により設立された国会に引き継がれ、今日に至っています。この間、昭和二十一年に実施された帝国議会最後の総選挙において、初めて女性議員が選出され、また、新しい国会の開設に当たり、貴族院は廃され、参議院が設立されました。今や、第一回国会の召集以来六十三年がたち、国会の時代は、五十七年にわたった帝国議会の時代を超えるものとなりました。様々な時代を経たこの長い歳月を顧みるとき、議会が、我が国における議会政治の確立に努め、国の発展と国民生活の安定向上に力を尽くしてきたことに深い感慨を覚えます。

現下の内外の諸情勢に思いを致すとき、国会が、国権の最高機関として、国の繁栄と世界の平和のため果たすべき責務は、いよいよ重きを加えていると思います。

ここに、関係者一同が、先人の努力をしのぶとともに、決意を新たにして、国民の信頼と期待にこたえることを切に希望します。

次に、内閣総理大臣は、次の祝辞を述べた。

天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、本日ここに議会開設百二十年記念式典が挙行されますことは、誠に意義深く、心よりお喜び申し上げます。

我が国の議会制度は、明治二十三年、自由民権運動の高まりを背景に誕生しました。爾来、幾多の試練に直面しつつも、先人達により、民意を国政に反映するための尊い努力が積み重ねられてきました。戦後、国民主権を基本原理とする日本国憲法の下、国会は、全国民を代表する機関として